

長崎県公立大学法人中期計画推進本部規程

〔平成17年8月11日〕
規程第42号

改正 平成20年4月1日規程第56号

（設置）

第1条 長崎県公立大学法人（以下、「法人」という。）に、長崎県公立大学法人中期計画推進本部（以下、「推進本部」という。）を設置する。

（目的及び業務）

第2条 推進本部は、長崎県公立大学法人の中期計画（以下、「中期計画」という。）及び長崎県公立大学法人の年度計画（以下、「年度計画」という。）の着実な推進を図ることを目的として、次の各号の業務を行う。

- （1） 中期計画及び年度計画の推進
- （2） 中期計画及び年度計画の点検・評価
- （3） 中期計画の変更及び年度計画の策定
- （4） その他、法人にかかる中期計画及び年度計画に関すること

（組織）

第3条 推進本部は次の各号に掲げる者（以下「推進本部員」という。）で組織する。

- （1） 学長
- （2） 副学長
- （3） 大学事務局長
- （4） シーボルト校事務局長
- （5） 佐世保校及びシーボルト校（以下、「各校」という。）の企画担当課長
- （6） 前各号に掲げるもののほか、教員の中から学長が指名した者、若干名

2 前項第6号の推進本部員の任期は2年とする。但し、再任を妨げないものとする。

一部改正〔平成20年規程第56号〕

（本部長）

第4条 推進本部に本部長を置き、学長をもって充てる。

- 2 本部長は推進本部を招集し、その議長となる。
- 3 本部長は、あらかじめ指名した推進本部員に、その職務を代理させることができる。

（意見の聴取）

第5条 本部長は、必要ある時は関係する教員又は事務職員等を推進本部に出席させ、意

見を聴取することができる。

(報告)

第6条 本部長は、必要に応じて、推進本部の審議内容等について理事長に報告し、指示を受けるものとする。

(各校の推進体制)

第7条 推進本部は、第2条の目的を達するため、各校に推進体制を設置することができる。

2 前項の規定による推進体制については、各校において別に定めるものとする。

一部改正 [平成20年規程第56号]

(事務)

第8条 推進本部の事務は、法人事務局企画広報課において行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が別に定める。

附 則

1 この規程は、平成17年8月11日から施行する。

2 この規程制定後最初の第3条第1項第3号にかかる推進本部委員の任期は、同条第2項前段の規定にかかわらず平成18年3月31日までとする。

附 則 (平成20年4月1日規程第56号)
この規程は、平成20年4月1日から施行する。